

山口県採石法施行要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）、採石法施行令（昭和46年政令第279号。以下「政令」という。）及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号。以下「省令」という。）に基づく登録、採石業務管理者試験、認可等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「岩石の採取」とは、法第2条に規定する岩石の採取（付随して行う岩石の破碎及び破碎した岩石の洗浄を含む。）をいう。

2 この要綱において「採石業」とは、岩石の採取を行う事業をいう。

3 この要綱において「岩石採取場」とは、岩石の採取を行う場所をいう。

4 この要綱において「採石業者」とは、法第32条の登録を受けた者をいう。

(採石業者の責務)

第3条 採石業者は、法の目的に鑑み、常に岩石の採取に伴う災害（以下「災害」という。）の防止に努めるとともに、関係法令を遵守し、自ら採石業の健全な発達に努めなければならない。

2 採石業者は、採石業の実施に当たっては、自然環境の保全及び地域住民との協調融和に努めなければならない。

第2章 採石業者の登録等

(登録の申請)

第4条 法第32条の規定により山口県知事（以下「知事」という。）の登録を受けようとする者（以下本章において「申請者」という。）は、採石業者登録申請書（別記第1号様式）1部を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の誓約書（別記第2号の1様式）

(2) 申請者が法人である場合は、業務を行う役員全員の誓約書（別記第2号の2様式）

(3) 採石業務管理者試験合格証又は省令第8条の12に規定する認定証の写し

(4) 採石業務管理者の誓約書（別記第3号様式）

(5) 採石業務管理者が申請者本人又は従業員であることを証する書面（別記第4号様式）及び当該業務管理者の住民票（知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条8第1項の規定により当該業務管理者に係る同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。）

(6) 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書

3 知事は、前二項に規定する申請書及び添付書類について確認を行う必要があると認めるときは、申請者に対し、資料の提出を求めることができる。

(登録の通知等)

第5条 知事は、法第32条の3の規定により登録をしたときは、採石業者登録通知書（別記第5号様式）を、法第32条の4の規定により登録を拒否したときは、採石業

者登録拒否通知書（別記第 6 号様式）を申請者に交付しなければならない。

（地位の承継届）

第 6 条 法第 3 2 条の 6 第 1 項の規定により採石業者の地位を承継した者は、同条第 2 項の規定により遅滞なく、採石業承継届書（別記第 7 号様式）1 部を知事に提出しなければならない。

2 前項の地位の承継には、一部営業譲渡、包括遺贈（民法第 9 6 4 条）等は含まない。

3 第 1 項の届書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 二以上の相続人の全員の同意により選定された相続人にあつては、採石業者相続同意証明書（別記第 8 号様式）及び戸籍謄本

(2) 前号の相続人以外の相続人にあつては、採石業者相続証明書（別記第 9 号様式）及び戸籍謄本

(3) 採石業者の全部を譲り受けて採石業者の地位を承継した者にあつては、採石業者事業譲渡証明書（別記第 1 0 号の 1 様式）並びに事業の全部の譲渡があつたことを証する書面並びに法人にあつては当該法人の定款及び登記事項証明書

(4) 分割により、採石業者の地位を承継した法人にあつては、分割による採石業者事業譲渡証明書（別記第 1 0 号の 2 様式）並びに事業の全部の承継があつたことを証する書面並びに法人にあつては当該法人の登記事項証明書

(5) 合併により、採石業者の地位を承継した法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(6) 承継人の誓約書（別記第 2 号の 1 及び法人にあつては別記第 2 号の 2 様式）

4 第 4 条第 3 項の規定は、本条の届出に準用する。

（登録事項の変更届）

第 7 条 採石業者は、法第 3 2 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、法第 3 2 条の 7 の規定により、遅滞なく登録事項変更届書（別記第 1 1 号様式）1 部を知事に提出しなければならない。

2 前項の届書には、変更する事項に応じ、第 4 条第 2 項に規定する様式の書類を添付しなければならない。

3 第 4 条第 3 項の規定は、本条の届出について準用する。

（採石業の廃止届）

第 8 条 採石業者は、採石業を廃止したときは、法第 3 2 条の 8 の規定により、遅滞なく、採石業廃止届書（別記第 1 2 号様式）1 部を知事に提出しなければならない。

ただし、法第 3 3 条に規定する岩石採取計画の認可を受けている採石業者であつて、第 2 1 条に規定する岩石採取廃止届書を知事が受理していない者は、採石業の廃止について、あらかじめ知事に協議し、知事の指示を受けなければならない。

第 3 章 採石業務管理者

（業務管理者の義務等）

第 9 条 業務管理者は、法第 3 2 条の 1 2 第 1 項及び省令第 8 条の 6 の規定に従い、災害の防止に関する職務を誠実に行わなければならない。

2 採石業に従事する者は、法第 3 2 条の 1 2 第 2 項の規定により、業務管理者の指示に従わなければならない。

3 業務管理者は、知事が指定する災害防止のための講習会等へ積極的に参加する等、資質の向上に努めなければならない。

(業務管理者試験等)

第10条 知事が、法第32条の13の規定に基づいて行う業務管理者試験は、筆記による試験とし、その試験科目は次によるものとする。

(1) 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。)

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項

2 知事は、業務管理者試験を行おうとするときは、その日時、場所、受験願書の受付期間その他の試験に必要な事項をあらかじめ、山口県報により公告する。

3 業務管理者試験を受けようとする者は、試験実施者において用意した受験願書(別記第13号様式)に必要な事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 知事が指定するサイズの写真(出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)をあらかじめ貼付し、氏名欄に自署された受験者原票

(2) あらかじめ氏名欄に自署した受験票

4 知事は、前項の受験願書を受理したときは、前項第2号の受験票に受験番号、受験日時及び試験場所を記載し、当該願書を提出した者に対し、交付する。

5 知事は、業務管理者試験に合格した者に対し、知事が指定するサイズの写真(提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)の提出を求めた上で、採石業務管理者試験合格証(別記第14号様式)を交付する。

6 前項の業務管理者試験合格証(省令第8条の12に規定する認定証を含む。)を汚し、損じ、又は失ってその再交付を受けようとする者は、再交付申請書(別記第15号様式)に知事が指定するサイズの写真(申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を添付し、1部を知事に提出しなければならない。

第4章 採取計画の認可等

(採取計画の認可の申請)

第11条 岩石の採取を行おうとする者(以下本章において「申請者」という。)は、法第33条の規定により、岩石採取場(以下「採取場」という。)ごとに採取計画を定め、岩石採取計画認可申請書(別記第16号様式)正本1部副本3部(採取場が二以上の市町にかかる場合等は、添付する副本の数を別途指示する。)を知事に提出し、認可を受けなければならない。

2 申請者は、前項の申請を行う場合は、あらかじめ県及び関係市町に事前の協議を行い、円滑に認可が受けられるよう努めなければならない。

3 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 採取場を管理する事務所の名称、所在地及び当該事務所の業務管理者の氏名並びに業務管理者が採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督するための計画(以下「岩石採取業務管理者監督計画」という。)を記載した書面(岩石採取業務管理者監督計画書〔別記第17号様式〕)

(2) 採取場で岩石の採取を行うことについて、申請者が権原を有すること、又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面(土地の登記事項証明書及び原本証明を付した契約書等の写し。原本証明を付さない場合は、契約書等の写しに添えて

原本を提示すること。)

- (3) 岩石の採取に関し、他の法令による許可等の処分を受けることを必要とするときは、当該処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- (4) 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面
- (5) 岩石の採取に伴う採取跡地の整備（以下「跡地整備」という。）についての保証書
- (6) 岩石の採取に係る土量計算書
- (7) 採取場に係る土地の流量計算書
- (8) 採取場の位置を示す地図（位置図）
- (9) 採取場及びその周辺の状況並びに採取場からの岩石の搬出の方法並びに当該採取場から幹線道路（国道又は県道若しくは市町村道）に至るまでの岩石の搬出の経路を記載した図面（状況図）
- (10) 採取場に係る土地の実測平面図（現況平面図及び計画平面図）
- (11) 採取場に係る土地の求積図
- (12) 採取場に係る土地の実測縦断面及び実測横断面に当該土地の計画地盤面を記載した実測縦横断面図
- (13) 第1項の申請書に記載する「岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」について説明した書面（防災施設設計書〔集排水施設・沈砂（澱池）〕）
- (14) 第1項の申請書に記載する「岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」について説明した書面（防災施設設計書〔緑化計画書〕）
- (15) 第1項の申請書に記載する「岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」について説明した書面（防災施設設計書〔廃土又は廃石たい積場・附属施設設計書及び強度計算書〕）
- (16) 採取場及びその隣接地の地番・境界を示す図面（地籍図等）
- (17) その他参考となる事項を記載した図面又は書面

4 第4条第3項の規定は、本条の申請について準用する。

（採取の期間）

第12条 法第33条の2第2号の採取の期間は、別に定める要領に基づき、決定するものとする。ただし、他の法令による許可等の期間、地権者との間に締結した契約等の期間が採取の期間に満たないときは、当該許可等の期間によるものとする。

（審査の基準）

第13条 知事は、第11条第1項の規定による申請書を受理したときは、次の基準により審査を行うものとする。

- (1) 採取計画が、法、省令、採石技術指導基準書（平成15年版。以下「技術基準」という。）、この要綱及び別に定める要領に適合するものであること。
- (2) 岩石の採取に関し、他の法令による許可等の処分を受ける必要があるときは、当該処分を受けているか又は受ける見込みが確実と認められるものであること。
- (3) 採取計画が、地域社会の生活環境の保全及び地域社会との協調融和について、十分配慮されたものであること。
- (4) 申請者が、自らの責任において、採取計画に係る岩石の採取業務並びにそれに伴う災害等の防止及び復旧並びに跡地整備を実施するものであり、自然環境を保全するための適正な緑化計画等を有するものであること。
- (5) 岩石の採取量及び採取面積等が、第12条に規定する採取の期間と整合するものであること。

(市町長等の意見の聴取)

第14条 知事は、法第33条の6の規定により、関係市町長に対し意見を聴取するとともに、関係機関に対し、意見を聴取するものとする。

2 前項の意見聴取は、第11条第1項及び第3項に規定する申請書及びその添付書類の副本を添付して行うものとする。

(現地調査等)

第15条 知事は、前二条の規定による審査等と併行してその職員に認可申請に係る区域を調査させるとともに、必要な確認、指導等を行わせるものとする。

(認可書の交付等)

第16条 知事は、第11条の規定により提出された申請書が第13条に規定する審査の基準に適合すると認めるときは、これを認可し、認可書(別記第18号様式)を、また、適合しないと認めるときは、認可をしないこととし、不認可書(別記第19号様式)を申請者に交付するものとする。

2 知事は前項の認可書には、法第33条の7の規定に基づき、条件を付することができる。

3 第1項の認可書には、市町長等の意見を添えて通知するものとする。

4 知事は、岩石採取に関し、他の法令による許可等の処分を受ける必要があると認められるものについては、第1項の規定にかかわらず当該処分があるまで認可を保留することができる。

(認可を受けた採石業者の義務)

第17条 前条第1項の規定により認可書の交付を受けた採石業者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 前条第3項の市町長等の意見を尊重して必要な措置を講ずるとともに、法第33条の8の規定により、認可に係る採取計画に従って岩石の採取を行うこと。

(2) 法第33条の15の規定により、岩石採取場の入口等の一般通行人又は付近住民等が見やすい場所に標識(別記第20号様式)を設置すること。

(3) 法第34条の2の規定により、帳簿の備付け、記載及び2年間の保存を行うこと。

(4) 認可に係る岩石採取場の災害防止対策の充実を図るため、別に定める自主保安検査実施要領により、毎年1回(原則として5月中)自主保安検査を実施するとともに、その結果を自主保安検査報告書(別記第21号様式)により、翌月10日までに知事に報告すること。

(市町長等への通報)

第18条 知事は、第16条の規定による認可等の処分を行ったときは、関係市町長及び関係機関に対し、通報しなければならない。

(採取計画の変更認可の申請等)

第19条 法第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画(以下「認可採取計画」という。)を変更しようとするときは、法第33条の5第1項の規定により、採取計画の変更認可申請書(別記第22号様式)正本1部副本3部を知事に提出して認可を受けなければならない。ただし、変更の内容が変更認可取扱基準(別表第1)の定める軽微な変更であると認められるときは、採取計画変更届(別記第23号様式)を提出するものとする。

2 第4条第3項並びに第11条第2項並びに第3項(採取計画の変更に係る事項に限る。)及び第13条から前条までの規定は、前項の申請及び届出について準用する。

3 法第33条の認可を受けた採石業者は、次の事項に変更があったときは、法第33条の5第4項の規定に基づき、遅滞なく、氏名等変更届(別記第24号様式)を知事

に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 登録の年月日及び登録番号

(採取計画の変更命令)

第20条 知事は、法第33条の9の規定による認可採取計画の変更命令（以下「変更命令」という。）を行うときは、認可採取計画変更命令書（別記第25号様式）により行うものとする。

2 第15条及び第18条の規定は、前項の変更命令について準用する。

3 変更命令を受けた者は、速やかに、所要の措置を講ずるとともに、前条の規定に基づき、採取計画の変更認可申請書（別記第22号様式）を知事に提出しなければならない。

(休止及び廃止の届)

第21条 法第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石の採取を引き続き6箇月以上休止しようとするとき、又は、当該岩石の採取を廃止したときは、法第33条の10の規定により、遅滞なく、岩石採取休止・廃止届書（別記第26号様式）1部を知事に提出しなければならない。

2 前項の届書には、当該岩石採取場の直近の日の状況を示す図面・写真等を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の届書が提出されたときは、必要に応じ、その職員に現地調査を行わせ、要領に定める災害防止措置等の跡地整備が完了していることを確認した上で、届出を受理するものとする。

4 知事は、跡地整備が完了していないと認めるときは、必要な災害防止措置等を指示し、当該措置等の履行を確認した上で、届出を受理するものとする。

5 第18条の規定は、第3項の届出の受理について準用する。

(緊急措置命令等)

第22条 知事は、法第33条の13第1項の規定による緊急措置命令（以下「緊急措置命令等」という。）及び同条第2項の規定による災害防止措置命令（以下「災害防止措置命令」という。）を行うときは、緊急措置命令書（別記第27号様式）及び災害防止措置命令書（別記第28号様式）により行うものとする。

2 第15条及び第18条の規定は、前項の緊急措置命令及び災害防止措置命令について準用する。

3 緊急措置命令又は災害防止措置命令を受けた者は、速やかに所要の措置を講ずるとともに、その履行状況を採取計画緊急措置（災害防止措置）命令に基づく報告書（別記第29号様式）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

第5章 雑 則

(岩石採取を廃止した者に対する災害防止命令)

第23条 知事は、法第33条の17の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令（以下「跡地災害防止命令」という。）を行うときは、跡地災害防止命令書（別記第30号様式）により行うものとする。

2 第15条及び第18条の規定は、前項の跡地災害防止命令について準用する。

3 跡地災害防止命令を受けた者は、速やかに所要の措置を講ずるとともに、その履行状況を、跡地災害防止命令に基づく報告書（別記第31号様式）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(聴聞)

第24条 法第34条の4に規定する聴聞会の開催については、法、省令及び本章の規定によるほか、別に定める要領による。

2 知事は、法第34条の4第1項の規定により聴聞を行おうとするときは、その期日、場所及び事案の内容等当該聴聞について必要な事項をあらかじめ書面（別記第32号様式）により当該処分に係る者に対し、予告するものとする。

(適用除外)

第25条 法第34条の8第1項及び政令第1条に該当する採石業を行う者は、適用除外届書（別記第33号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して1年ごとに知事に提出しなければならない。

- (1) 岩石採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図
- (2) 岩石採取場の縮尺500分の1以上の図面
- (3) 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
(国等に対する適用)

第26条 この要綱の規定は、第2章及び第3章の規定を除き、国又は地方公共団体に適用するものとする。

(報告等)

第27条 採石業者は、採取場に関する災害、事故等が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、別に定める要領により、速やかに知事及び関係機関（市町等）に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告を受けたとき、又は災害等の発生を知ったときは、別に定める要領により関係機関の協力を求め、採石業者に対し必要な指示を行うものとする。

(市町長の要請)

第28条 知事は、法第33条の14の規定により市町長から要請があった場合には、必要に応じ職員をして現地調査を行い、その結果必要があると認めるときは、第20条及び第22条の規定に基づく措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(山口県採石法施行要綱の廃止)

2 山口県採石法施行要綱（昭和61年4月1日制定）は、廃止する。

(施行期日)

3 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

(施行期日)

4 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

5 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(施行期日)

6 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

7 この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

(施行期日)

8 この要綱は、平成27年12月26日から施行する。

(施行期日)

9 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

10 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(施行期日)

11 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

変更認可取扱基準（第19条関係）

事項 区分	変更認可の取扱とする	変更届の取扱とする	備 考
1 岩石採取場の区域	<p>採取場又は採取区域を拡張しようとする場合（概ね当初認可の2倍以内）。</p> <p>ただし、防災対策からみて、従前の計画の抜本的な変更と認められるときは、新たな認可を必要とする。</p>	<p>(1) 使用土地目録記載の土地の合筆、分筆があった場合。</p> <p>(2) 使用土地目録記載の土地の地目、所有者氏名、その他の権利の設定状況等に変更があった場合。</p>	
2 採取する岩石の種類及び数量並びに採取の期間	<p>数量の増大を図る場合。</p>	<p>岩石の種類に変更を生じる場合。</p> <p>ただし、硬岩が風化岩石となる場合は、変更認可を必要とする。</p>	<p>(1) 期間の延長は、原則として新たな認可を必要とする。</p> <p>(2) 数量の減少又は期間の短縮のみの場合は、変更には該当しない。ただし、期間の短縮の場合には、採掘終了時の措置を完了し、廃止届の提出を必要とする。</p>
3 岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	<p>(1) 採掘方法、採掘手段（機械・設備等）等を変更しようとする場合。</p> <p>ただし、採掘方法の変更以外の場合にあつては、当該変更により防災対策等を変更する必要がない場合及び他法令による許認可等の処分を必要としない場合は、変更届の取扱と</p>	<p>使用する火薬の種類、使用予定量を変更する場合。</p>	<p>機械・設備を全く同じ型式、能力のものに替える場合は、変更には該当しない。</p>

事項 区分	変更認可の取扱とする	変更届の取扱とする	備考
	<p>する。</p> <p>(2) 新たに火薬類の使用を計画する場合。</p>		
<p>4 岩石の採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項</p>	<p>(1) 災害防止のための方法、措置、施設、能力を変更する場合。</p> <p>(2) 採掘終了時の措置を変更する場合。</p>	<p>(1) 単に災害防止のための施設等の位置、仕様を変更するのみで、能力の変更を伴わない場合。</p> <p>(2) 災害防止のための方法、措置を変更するのみで、災害防止の効力の低下とならない場合。</p>	<p>一時的に能力等の強化を図る場合は、変更該当しない。</p>
<p>5 採取する岩石の用途</p>		<p>製品別内訳に変更を生じる場合。</p>	
<p>6 廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土のたい積方法</p>	<p>たい積場所の増減、位置変更、たい積方法、たい積量、流出防止措置を変更する場合。</p>	<p>小規模なたい積場であって災害の発生する可能性がないたい積場の新設又はたい積方法等の変更。</p>	<p>たい積計画の範囲内で、技術基準に適合した方法でたい積量を減ずる場合は、変更該当しない。</p>
<p>7 岩石採取場業務管理者監督計画書</p>	<p>業務管理者が新たに申請者の他の岩石採取場の業務管理者として兼務する場合。</p>	<p>記載事項に変更があった場合。</p> <p>ただし、当該変更により、新たに災害の発生を促すと認められる場合は、変更の認可を必要とする。</p>	